

1 知的障害について

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれている。

2 知的障害のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

知的機能の発達に遅れがある場合には、幼児期に、同年齢の子供と比較して言語の発達が遅れたり、着替えや排せつなどの基本的な生活習慣に関することについて遅れが顕著であったりするほか、始歩の遅れなど運動発達の遅れも見られることがあることから、保護者が子供の成長や発達に不安を抱く場合が多い。そのため、保護者の心情を十分に理解しながら、子供の成長や発達の状態を的確に把握し、子供が生活に必要な望ましい習慣等を身に付けることができるよう、発達の段階に応じた適切な教育的対応を早期から行うことが必要である。着替えや排せつなどの基本的な生活習慣に関することについては、着替える手順を明確にすることや、定時排せつを促していくことなど、家庭と関係機関等が連携した早期からの取組が効果をもたらすことが多い。

保護者が子供に知的障害があることが分かったときの気持ちを出発点として、障害を理解することができるようになるまでの過程においては、関係者の十分な配慮、つまり保護者の心情理解が特に必要とされる。また、保護者が子供の知的障害や発達の実態を的確に把握し、それに即した教育の方針、方法が考えられるよう配慮して、教育相談等を行いながら個別の教育支援計画等を作成するなどして、子供の障害の状態等について総合的に把握することが大切である。

(2) 教育的ニーズを整理するための観点

① 知的障害の状態等の把握

知的障害の状態等を的確に把握をするために、次のような事項に留意しながら情報を把握することが必要である。

観察については、他者とのやり取りを通して、有効なコミュニケーションの手段や働きかけに対する理解の状況について見取ったり、着替え、摂食、排せつなどのADL（日常生活動作）の状況を把握したりすることが必要である。

医療機関からの情報の把握については、現在の医療機関をはじめ、これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果、それに基づく治療方法、緊急時の対応など、医学的所見を把握することが重要である。医学的診断は、知的障害の診断経験がある小児科医や精神科医などの専門医が担当するが、重複障害の有無やその状態の診断については、それぞれの障害の専門医又は専門家が担当することも考えられる。

知的機能については、内外の精神医学書等では、おおむね知能指数（又は発達指数）70～75程度以下を平均的水準以下（通常2標準偏差以上）としているが、判断に当たっては、使用した知能検査等の誤差の範囲及び検査時の被検査者の身体的・心理的状态、検査者と被検査者との信頼関係の状態などの影響を考慮する必要もある。

適応行動の困難さの有無を判断するには、特別な支援や配慮なしに、同じ年齢段階の者に標準的に要求されるものと同様の適応行動をとることが可能であるかどうかを調査することが大切となる。

② 知的障害のある子供に対する特別な指導内容

知的障害のある子供に対する義務教育段階における特別な指導内容としては、次のようなことが必要であるとえられる。

自分の考えや要求が伝わったり、相手の意図を受け止めたりする双方向のコミュニケーションが成立する成功体験を積み重ねることができるように指導する。本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己に肯定的な感情を高めていくことができるように指導をする。興味や関心のあることや生活上の場面を取り上げ、実物や写真などを使って見たり読んだり、理解したりできるようにすることで、確実に認知や行動の手掛かりとなる概念の形成につなげていくように指導する。手遊びやビーズなどを仕分ける活動、ひもにビーズを通す活動など、子供が両手や目と手の協応動作などができるような活動を用意して指導する。

③ 知的障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

理解の状況に応じた学習内容の変更・調整を行う（焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等）。また、知的発達遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等）。図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるようにする。学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

専門性のある指導体制の整備として、知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、必要に応じて医療機関との連携を図る。また、子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮として、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子供、教職員、保護者、地域への理解啓発に努める。さらに、災害時等に適切な避難等の行動の仕方が分からず、混乱した状況に陥ったことを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

3 知的障害のある子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能

(1) 特別支援学校（知的障害）

- | |
|---|
| 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも |
| 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難な（学校教育法施行令第22条の3）もの |

ここでいう、「知的発達の遅滞があり」とは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子供と比較して平均的水準より明らかな遅れが有意にあるということである。特別な配慮なしに、その年齢段階に標準的に要求されるコミュニケーション能力が身に付いていないため、一般的な会話をする際に話された内容を理解することや自分の意思を伝えることが著しく困難であり、他人とのコミュニケーションに支障があることをいう。一定の動作、行為の意味、目的、必要性を理解できず、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に、ほとんどの場合又は常に援助が必要である。他人と関わって遊ぶ、自分から他人に働きかける、友達関係をつくる、簡単な決まりを守って行動する、身近な危険を察知し回避する、身近な日常生活における行動（身辺処理など）などが特に難しいことが考えられる。また、社会的なルールに沿った行動をしたり、他人と適切に関わりながら生活や仕事をしたり、自己の役割を知り責任をもって取り組んだりすることなどが難しいことが考えられる。

教育課程の特色として、特別支援学校（知的障害）の各教科は、小学校等との各教科の目標及び内容の連続性、関連性や知的障害のある子供の学習上の特性を踏まえ、段階ごとの目標及び内容が示されている。特別支援学校（知的障害）の教科書について、特別支援学校（知的障害）小学部・中学部用の教科書として、文部科学省の著作による国語、算数・数学、音楽の教科書が作成されており、基本的には、それらの教科書の使用義務がある。それら以外の各教科及び高等部の各教科については、文部科学省による著作教科書又は検定教科書は発行されていない。

(2) 知的障害特別支援学級

知的発達の遅延があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも。

(平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

知的障害特別支援学級の対象は、その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な状態の者となる。また、同時に、家庭生活や学校生活におけるその年齢段階に標準的に求められる食事、衣服の着脱、排せつ、簡単な片付け、身の回りの道具の活用などにほとんど支障がない状態である。

知的障害特別支援学級は、小中学校等の学級の一つであり、小中学校等の教育課程に準ずることが原則となるが、対象となる子供の知的障害の状態等によっては、特別の教育課程を編成できるようになっている。特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている。

【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例（知的障害）

以下の資料は、知的障害のある子供の教育的ニーズを整理するための三つの視点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編Ⅲを参照のこと。

1 知的障害のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 知的障害の状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障害に関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	知的機能の発達の明らかな遅れ	
	適応行動の困難さ	
	知的発達の明らかな遅れと適応行動の困難さを伴う	
	知的機能の障害の発現時期	
	併存症と合併症	
心理学的、 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身辺自立	
	社会生活能力	
	社会性	
	学習技能	
	運動機能	
	意思の伝達能力と手段	
	本人の障害の状態等に関すること	
	学習意欲、学習に対する取組の姿勢や学習内容の習得の状況	
	自立への意欲	
	対人関係	
	身体の動き	
	自己の理解	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	検査の結果	
認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握		
学校での集団生活に向けた情報		
成長過程		
② 知的障害のある子供に対する特別な指導内容		
・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること		
・自己の理解と行動の調整に関すること		
・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること		
・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること		

	・姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること	
	・作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	
	・コミュニケーションの基礎的能力に関すること	
	・コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	
③ 知的障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア) 教育内容	
	a 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
	c 心理面・健康面の配慮	
イ 支援体制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
ウ 施設・設備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	
	(イ) 発達障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ) 災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する学校、教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障害の有無と障害種		